

宮崎支部事業計画（案） 新旧対照表

新（令和7年度）※変更箇所のみ赤字で表示	旧（令和6年度）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も樂觀を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上</p>

化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について、職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から

で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ること
- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付

支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。
- ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、担当者に対する業務研修を実施する。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、指摘文書送付や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、担当者に対する業務研修を実施する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を行う。
- ・毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

④ レセプト点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を行う。
- ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：①協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・債権回収をより円滑に実施するため、勉強会や研修等により、債権担当職員の知識やスキルの向上を図る。
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・債権回収をより円滑に実施するため、勉強会や研修等により、債権担当職員の知識やスキルの向上を図る。
- ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。

特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

② 電子申請等の導入

- ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月に電子申請等の導入が予定されているため、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

■ KPI： 1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

○ ICT化の推進

マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

<p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならない、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部開催の統計分析研修の積極的な受講や支部間の情報交換や事例共有を通じてOJTに取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 	<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部や他機関等が開催する統計分析研修へ積極的に参加する。 ・新システムを活用し、評議会や各種協議会等にわかりやすい資料で情報を発信する。 ・調剤だけでなく、医科およびDPCを含めたジェネリック医薬品の分析を行う。 ・医療費分析により判明した「妊娠、分娩および産じょく」に係る更なる分析と医療費適正化対策を実施する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・看護大学及びアドバイザーとの共同分析を推進する。
- ・共同分析結果の各種学会や調査研究報告書等による積極的な意見発信を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・看護大学及びアドバイザーとの共同研究を推進する。
- ・共同研究結果の各種学会や調査研究報告書等による積極的な意見発信を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。
- ・ 若年層のヘルスリテラシー向上のため、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、小学生等への健康教育に取り組む。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

<被保険者>

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、訪問等による生活習慣病予防健診の利用促進、事業者健診結果の提供を重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 生活習慣病予防健診の自己負担額軽減及び付加健診の対象年齢拡大を積極的にアピールしながら、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・ 受診機会の確保のため、健診実施機関の拡大及び契約する健診実施機関に対し受診枠拡大の働きかけを行う。
- ・ 健診実施機関への受診勧奨業務委託により受診率向上を図る。
- ・ 事業者健診データ取得は、外部委託を活用し委任状取得、健診結果提供勧奨及び健診結果データ化を効率的に推進する。また健診機関による積

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
「特定健診・特定保健指導の推進重症化」「予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

<被保険者>

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、訪問等による生活習慣病予防健診の利用促進、事業者健診結果の提供を重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 生活習慣病予防健診の自己負担額軽減及び付加健診の対象年齢拡大を積極的にアピールしながら、「顔の見える地域ネットワーク」※を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・ 受診機会の確保のため、健診実施機関の拡大及び契約する健診実施機関に対し受診枠拡大の働きかけを行う。
- ・ 健診実施機関への受診勧奨業務委託による受診率向上を図る。
- ・ 事業者健診データ取得は、外部委託を活用し委任状取得、健診結果提供勧奨及び健診結果データ化を効率的に推進する。

極的な取得勧奨を促進し、取得率の拡大を図る。

<被扶養者>

- ・県内各地の利便性の良い会場において、「骨粗鬆症検診」、「眼底検査」を**集団健診時のオプション健診として活用し**、協会主催の集団健診を実施する。また、集団健診実施機会の拡大、自治体と連携し、がん検診との同時実施の拡大を図る。
- ・**生活習慣病予防健診未受診者及び被扶養者特定健診未受診者に対して受診勧奨を年度末に県内3地区に分けて実施し、受診率の向上を図る。**

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

また健診機関による積極的な取得勧奨を促進し、取得率の拡大を図る。
※「顔の見える地域ネットワーク」とは、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、地域の課題について共通認識を持つ関係団体トップと支部幹部との面会等にて作り上げる関係性のこと。後述の同文言においても同様。

<被扶養者>

- ・県内各地の利便性の良い会場においてオプション検査を新たに加えた協会主催の集団健診を実施する。また、集団健診実施機会の拡大、自治体と連携し、がん検診との同時実施の拡大を図る。
- ・パート先で受診した定期健診結果取得による実施率向上を図る。
- ・被扶養者の健診機関検索・健診予約にかかる利便性向上のため令和5年度に開設した「特定健診実施機関検索サイト」の運用を継続し、ホームページやメールマガジン、パンフレット等で積極的に広報を行い、認知度向上を図る。
- ・被扶養者に対する特定健診受診勧奨を事業主と連携することで、受診率向上を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：167,184人）
 - ・生活習慣病予防健診実施率 66.7%（実施見込者数：111,512人）
 - ・事業者健診データ 取得率 7.6%（取得見込者数：12,706人）
- 被扶養者（実施対象者数：35,833人）
 - ・特定健康診査 実施率 26.2%（実施見込者数：9,388人）
- KPI：
 - 1) 生活習慣病予防健診実施率を66.7%以上とする
 - 2) 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする
 - 3) 被扶養者の特定健診実施率を26.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

<被保険者>

- ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、健康宣言事業所及び大規模事業所、

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：162,518人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 64.6%（実施見込者数：104,987人）
 - ・事業者健診データ 取得率 7.6%（取得見込者数：12,351人）
- 被扶養者（実施対象者数：37,082人）
 - ・特定健康診査 実施率 26.0%（実施見込者数：9,641人）
- KPI：
 - 1) 生活習慣病予防健診実施率を64.6%以上とする
 - 2) 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする
 - 3) 被扶養者の特定健診実施率を26.0%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

<被保険者>

- ・2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、健康宣言事業所及び大規模事業所、

実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。

- ・支部直営においては訪問や来所のほかオンラインを活用した特定保健指導を行う。
- ・外部委託による健診日当日の特定保健指導を推進する。また、外部委託拡大のための働きかけや、契約機関に対しては実施件数拡大の働きかけを行う。
- ・健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
- ・第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、保健指導者のスキル取得に向けた研修を行う。

<被扶養者>

- ・集団健診を実施した健診実施機関に対し、健診日における初回面談を働きかける。また、集団健診で受診した該当者を対象に支部の保健指導者による初回面談を実施する。
- ・支部保健師、管理栄養士によるオンラインを活用した特定保健指導を行う。

実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。

- ・支部直営においては訪問や来所のほかオンラインを活用した特定保健指導を行う。
- ・外部委託による健診日当日の特定保健指導を推進する。また、外部委託拡大のための働きかけや、契約機関に対しては実施件数拡大の働きかけを行う。
- ・第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、保健指導者のスキル取得に向けた研修を行う。

<被扶養者>

- ・集団健診を実施した健診実施機関に対し、健診日における初回面談を働きかける。また、集団健診で受診した該当者を対象に支部の保健指導者による初回面談を実施する。
- ・支部保健師、管理栄養士によるオンラインを活用した特定保健指導を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：25,978人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 24.5%（実施見込者数：6,365人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：870人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 11.4%（実施見込者数：99人）
- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を24.5%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を11.4%以上とする

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：23,350人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 22.5%（実施見込者数：5,254人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：829人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 8.0%（実施見込者数：66人）
- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を22.5%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を8.0%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防健診を受診した被保険者、特定健診を受診した被扶養者、及び事業者健診データを取得した加入者における**血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨について**、文書による一次勧奨に加え、文書及び電話による二次勧奨を行う。また特定保健指導対象者に対しては保健指導の際に**早期受診の重要性について周知し**、受診勧奨を行う。
- ・胸部エックス線検査において**要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。**
- ・健診実施機関に対して血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨を働きかける。
- ・糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある加入者への受診勧奨を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI： **血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする**

（※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ その他の保健事業

- ・生活習慣病予防健診を受診した喫煙者を対象に、禁煙勧奨チラシの送付及びアンケート調査を実施し、禁煙への動機づけを行う。

④ 重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防健診を受診した被保険者、特定健診を受診した被扶養者、及び事業者健診データを取得した加入者における**未治療者に対して**、文書による一次勧奨に加え、文書及び電話による二次勧奨を行う。また特定保健指導対象者に対しては保健指導の際に**受診勧奨を行う。**
- ・健診実施機関に対して血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨を働きかける。
- ・糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある加入者への受診勧奨を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI： **健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする**

⑤ その他の保健事業

- ・生活習慣病予防健診を受診した喫煙者を対象に、禁煙勧奨チラシの送付及びアンケート調査を実施し、禁煙への動機づけを行う。

⑥ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携した取組を推進するとともに、健康づくりの取組を促進するためのサポートの充実を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、出前講座等を活用し事業所における取組の底上げを図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を**940事業所**（※）以上とする

⑥ コラボヘルスの推進

- ・行政機関及び生命保険会社並びに経済団体等との連携や、電話勧奨業務の外部委託により健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・喫煙者の多い事業所に健康度レポートを用いて健康宣言を勧奨し、禁煙、運動習慣の取り組みを働きかける。
- ・健康宣言事業所における健康づくりの取組を促進するため、支部で作成した「取組事例集」等の配布により、健康宣言事業所の拡大及び取組の活性化を図る。
- ・健康宣言事業所に対する健康づくりのサポートを行う。
 - 健康に関する情報冊子の配布
 - 年度ごとの「健康度レポート」提供及び訪問等による説明
 - 健康器具の貸出し、器具の拡充検討
 - 宮崎県と連携した県保健師のサポート及び支部保健師によるサポート
 - 事業所のニーズを反映した健康づくりオンラインセミナー開催

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を**880事業所**（※）以上とする

(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を**提供**する。
- ・ **県、市町村等の自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用促進を図る。**
- ・ 地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
- ・ 支部広報誌、ホームページ、メールマガジン、**SNS** 等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ **2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果や本部提供バイオシミラーツールをもとに、県内医療機関の置き換わり状況の推移を確認し、県や大学病院等へ情報提供を行う。**

※「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、**かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。**

(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等の県内平均と比較した「見える化ツール」を活用し、医療機関や薬局関係者に対して働きかける。
- ・ 県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を配付する。
- ・ 宮崎市と連携し、乳幼児（0～4歳）の保護者を対象に、ジェネリック医薬品使用促進成りフレットを配布する。
- ・ 地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
- ・ 支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 本部提供のバイオシミラーツールを活用した対象医療機関へのアプローチ方法や訪問スケジュール等の実施計画の策定を行い、対象医療機関に対しアプローチを実施する。

※「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) **バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。**

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議における積極的な意見発信を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主に情報提供を行う。
- ・ 宮崎県地域医療構想調整会議及び国民健康保険運営協議会において、医療データ等の分析結果を活用した積極的な意見発信を行う。
- ・ 宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会等各種会議においても積極的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議における積極的な意見発信を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主に情報提供を行う。
- ・ 宮崎県地域医療構想調整会議及び国民健康保険運営協議会において、医療データ等の分析結果を活用した積極的な意見発信を行う。
- ・ 宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮崎労働局の働き方改革推進会議において積極的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・実施結果の検証により、重点施策へ反映させる。
- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を実施する。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・広報テーマに応じた支部広報誌や新聞広告等の紙媒体広告、ソーシャルメディア、支部ホームページ、メールマガジン等を活用したタイムリーな広報を推進することにより、加入者のヘルスリテラシー向上を図る。
- ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や各種広報物を通じて情報提供を行う。また、健康保険委員の活動を更に活性化させる取組について検討する。

- KPI : 1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う。
2-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 62.0%以上とする
2-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。

③ インセンティブ制度の着実な実施

- ・実施結果の検証により、重点施策へ反映させる。
- ・支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を実施する。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・「広報基本方針」及びそれに基づき策定する「広報計画」に基づき、健康保険委員も含めた「顔の見える地域ネットワーク」を活用した広報を実施する。
- ・支部広報誌や新聞広告等の紙媒体広告、ソーシャルメディア、ラジオ等のメディア、支部ホームページ、メールマガジン等を活用したタイムリーな広報を実施するとともに、加入者のヘルスリテラシー向上のための広報を推進する。
- ・社会保険協会と連携し、各種研修会を実施する。
- ・定期的に健康づくりに関する情報誌等を送付する。
- ・「協会けんぽ GUIDEBOOK」等の共通広報資材を活用した広報を実施する。
- ・電話及び文書勧奨並びに事業所訪問により、健康保険委員委嘱者数を拡大する。

- KPI :) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60.0%以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 人事制度の適正な運用
 - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度の適切な実施を推進する
- 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
 - ・業務経験を通じた職場における人材育成（OJT）と、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。
 - ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。
- 働き方改革の推進
 - ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、本部と連携した健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。
 - ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
 - ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。
- 支部業績評価を通じた支部の取組の向上
 - ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 人事評価制度の適正な運用
 - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度の適切な実施による、実績や能力本位の人事を推進する。
- 人材育成
 - ・業務を通じた職場における人材育成（OJT）と、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。
 - ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。
- 支部業績評価の実施
 - ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。

○ リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。
加えて、**定期的に**危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
- ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

○ **法令等規律の遵守（コンプライアンス）**の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

○ リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。
加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
- ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

○ **コンプライアンス**の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする